

<今月のトピックス>

- ・2023年4月の人事労務関係法改正
- ・1年単位の変形労働時間制に関する協定届、本社一括届出可能に

2023年4月の人事労務関係法改正

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

①月60時間超の時間外労働の割増賃金率引き上げ

中小企業の月60時間超の残業割増賃金率が引き上げられ、大企業・中小企業ともに50%になります。

※2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金引き上げの対象となります。

②賃金のデジタル払い解禁

労働基準法では賃金は「現金払い」が原則であり、労働者が同意した場合、銀行口座への振り込みが認められてきましたが、キャッシュレス決済の普及や送金手段の多様化のニーズに対応するため、労働者が同意した場合には、厚生労働大臣が指定した資金移動業者(●●Payなど)の口座への賃金支払も認められます。

※労使協定の締結、労働者の同意が必要

③育児休業取得状況の公表の義務化

従業員数1,000人超の企業は、育児休業等の取得の状況を年1回公表することが義務付けられます。

■公表内容: 男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」

■算定期間: 公表を行う日の属する事業年度(会計年度)の直前の事業年度

■公表方法: インターネット等一般の方が閲覧できる方法

1年単位の変形労働時間制に関する協定届、本社一括届出可能に

本社一括届出が可能な要件

●電子申請による届出であること

●以下の項目の記載内容が同一であること

- ・対象期間及び特定期間(起算日)
- ・対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日
- ・対象期間中の1週間の平均労働時間数
- ・協定の有効期間
- ・労働時間が最も長い日の労働時間数(満18歳未満の者)
- ・労働時間が最も長い週の労働時間数(満18歳未満の者)
- ・対象期間中の総労働日数
- ・労働時間が48時間を超える週の最長連続週数
- ・対象期間中の最も長い連続労働日数
- ・対象期間中の労働時間が48時間を超える週数
- ・特定期間中の最も長い連続労働日数
- ・使用者の職名及び氏名
- ・旧協定の内容

●事業場ごとに記載内容が異なる以下の項目については、厚生労働省HPまたはe-Govの申請ページからExcelファイル「一括届出事業場一覧作成ツール」をダウンロードし、内容を記入して添付すること

- ・事業の種類
- ・事業の所在地
- ・所轄労働基準監督署
- ・管轄労働局
- ・事業の名称
- ・常時使用する労働者数
- ・該当労働者数(満18歳未満の者)
- ・協定当事者・協定成立年月日



一部の労使協定が本社一括で届出できるようになったと聞きました。どの協定が一括できるようになったのでしょうか。

①

はい、一年単位の変形労働時間制に関する協定届は、事業場単位でそれぞれの所在地を管轄する労働基準監督署に届け出る必要がありますが、2023年2月27日から、左表の要件を満たす場合には、36協定届や就業規則届と同様に、本社において各事業場の協定届を一括して本社を管轄する労働基準監督署に届け出ることが可能となりました。



②



電子申請なんです。なんだか難しそうですが、どうすればいいのでしょうか。

③

【本社一括届出の方法】

■電子政府ポータルサイトe-Gov上の電子申請のページから、「一年単位の変形労働時間制に関する協定届(本社一括)」を選択し、記載事項を記入して申請を行ってください。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/>

■具体的な届出の手順については、以下URLに電子申請の手順を示したパンフレットが掲載されているので、ご参照ください。《労基法関係手続の電子申請の操作手順についてはこちら》

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000919894.pdf>



④

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。

また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点の内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kor@nkgr.co.jp」に「事業所名・お名前・メール配信希望」をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)

〒561-0872

大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル4階

発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健

執筆担当者: 岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193

FAX: 06-6862-4662

Mail: kor@nkgr.co.jp



←Q&A事例集はこちら

作成日: 2023.03.15

NK-GROUP
イラスト協力: WANPUG